

生産性向上・賃金引上げ 助成金のご案内

各助成金の詳細は別添リーフレットをご参照ください。ご不明点は、下記問合せ先へお問い合わせください。

	名 称	概 要	助 成 内 容	問 合 せ 先
1	業務改善助成金	生産性向上に資する設備投資等を実施し業務改善を行うとともに、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げる中小企業事業主等に業務改善に要した経費の一部を助成。 対象事業場：以下の2要件を満たす中小企業の事業場 ①事業場規模100人以下 ②地域別最低賃金と事業場の最低賃金の差額 30円以内	コース 時給引上げ20円、30円、45円、60円、90円 コース 助成率 3/4（一定の条件で 4/5） 上限額 20円コースの場合：引上げ1名 20万円 2～3名 30万円、4～6名 50万円 7～9名 70万円、10名以上※ 80万円 90円コースの場合：引上げ1名 90万円 2～3名 150万円、4～6名 270万円 7～9名 450万円、10名以上※ 600万円 ※10名以上は、生産量要件（コロナ禍の影響により前年又は前々年同月比で売上額等の事業活動の指標が30%以上減少）に該当する場合のみ 助成対象 設備投資、コンサルティング、店舗改装等（例）	・東京労働局 雇用環境・均等部企画課 助成金係 03-6893-1100 （平日9：00～17：00） ・業務改善助成金コールセンター 03-6388-6155 （平日8：30～17：15） ・東京働き方改革推進 支援センター 0120-232-865 （平日9：00～17：00）
2	キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成。	コース・助成額 ・正社員化コース（正規雇用労働者等への転換） 有期雇用から正規雇用 1人当たり57万円 等 有期雇用から無期雇用 1人当たり28.5万円 等 無期雇用から正規雇用 1人当たり28.5万円 等 ・賃金規定等改定コース （有期雇用労働者等の賃金規定を増額改定し昇給） 全ての有期雇用労働者等の賃金規定を2%増額 対象労働者が1～3名 9.5万円 等 ・賃金規定等共通化コース （有期雇用労働者等に対し正規雇用労働者と共通の賃金規定を新たに規定・適用） 57万円 等 ・諸手当制度等共通化コース （有期雇用労働者等に対し正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに規定・適用又は有期雇用労働者等を対象に法定外の健康診断制度を新たに規定し、4人以上実施） 38万円 等 等 7コース	・東京労働局助成金センター キャリアアップ助成金担当 03-5332-6923 （平日8：30～17：15） ・ハローワーク
3	人材確保等支援助成金	雇用管理の改善、生産性の向上等を通じた職場定着の促進のための助成。	コース 人事評価改善等助成、テレワーク等9コース 助成額 人事評価改善等助成コース 目標達成 80万円 ・人事評価制度等整備計画の認定（人事評価制度と2%以上賃金アップ） ・人事評価制度の整備・実施 ・生産性の向上 ・賃金の増加（2%以上） ・離職率低下目標の達成	・東京労働局助成金センター 人材確保等支援助成金担当（テレワークコースを除く） 03-5332-6924 （平日8：30～17：15） ・東京労働局 雇用環境・均等部企画課 助成金係（テレワークコースのみ） 03-6893-1100 （平日9：00～17：00）
4	働き方改革推進支援助成金	生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業者等に対する助成。	コース 労働時間短縮・年休促進コース、勤務間インターバルコース、労働時間適正管理推進コース、団体推進コース 助成額 労働時間短縮・年休促進コース（以下いずれか低い方） 取組みに要した費用の 3/4（一定の条件で4/5） 成果目標の達成に応じ50万円又は100万円 ・時間外休日労働60（80）時間以下の36協定 ・特別休暇導入 ・時間単位休暇導入（・時間給3%以上引上げ加算可）	・東京労働局 雇用環境・均等部企画課 助成金係 03-6893-1100 （平日9：00～17：00） ・東京働き方改革推進 支援センター 0120-232-865 （平日9：00～17：00）

（注）令和3年度は申請を締め切りました。



東京労働局

生産性向上・賃金引上げ 助成金のご案内

各助成金の詳細は別添リーフレットをご参照ください。ご不明点は、下記問合せ先へお問い合わせください。

	名 称	概 要	助 成 内 容	問 合 せ 先
5	(中小企業庁) ものづくり・商業・ サービス生産性向上 促進事業 (ものづくり補助金)	中小企業生産性革命推進事業 革新的なサービス開発・試作品開発・ 生産プロセスの改善に必要な設備投資 等を支援 補助要件：以下を満たす3～5年の事業計画策定・実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 ≥地域別最低賃金+30円 (*猶予措置あり)	補助率 通常枠 1/2 (小規模2/3) 低感染リスク型ビジネス枠 2/3 補助対象 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、 運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費等 ※海外旅費(グローバル展開型のみ) 公告宣伝・販売促進費(低感染リスク型ビジネス枠のみ) 補助額 一般型 100万円～1,000万円 グローバル展開型 1000万円～3,000万円 等	・ものづくり補助金事務局 サポートセンター 050-8880-4053 ・東京都よろず支援拠点 03-6205-4728
6	(中小企業庁) 小規模事業者持続的発展 支援事業 (持続化補助金)	中小企業生産性革命推進事業 小規模事業者等が経営計画を作成して 取り組む販路開拓等の取組を支援	補助率 一般型 2/3 低感染リスク型ビジネス枠 3/4 上限額 一般型 50万円 低感染リスク型ビジネス枠 100万円	<一般型> ・商工会地区 東京都商工会連合会 042-843-5317 ・商工会議所地区 補助金事務局 03-6747-4602 <低感染リスク型ビジネス枠> ・コールセンター 03-6731-9325 ・東京都よろず支援拠点 03-6205-4728
7	(中小企業庁) サービス等生産性向上 IT導入支援事業	バックオフィス業務の効率化や新たな 顧客獲得等の付加価値向上に資するIT ツール導入を支援	補助率 通常枠 1/2 低感染リスク型ビジネス枠 2/3 補助対象 ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費 等 *低感染リスク型ビジネス枠は上記のものに 加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象 補助額 30万円～450万円 *以下を満たす3年の事業計画策定・実行により加点等 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 ≥地域別最低賃金+30円	・サービス等生産性向上 IT導入支援事業 コールセンター 0570-666-424 ・東京都よろず支援拠点 03-6205-4728

最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課(03-3512-1614) または最寄りの労働基準監督署へ

令和3年度「業務改善助成金」のご案内(東京版)

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を20円以上引き上げ、機械設備導入などの取組を行った場合に、その設備投資費用の一部を助成します。

助成金の概要

○お問い合わせ・申請先、留意点は裏面をご覧ください！

※申請期限：令和4年1月31日（郵送の場合は必着）

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす中小企業の事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 (事業場内最低賃金が時間額1071円(1041+30円)を超えている場合は申請できません) ・事業場規模(労働者数)100人以下 ★引き上げる労働者数「10人以上」の対象となるのは、コロナ禍の影響で売上等の直近3ヶ月間の月平均値が、前年または前々年同期と比べて、30%以上減少している事業場に限りです	3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 (※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7～9人	70万円		
		10人以上★	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7～9人	100万円		
		10人以上★	120万円		
45円コース (8月新設)	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7～9人	150万円		
		10人以上★	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7～9人	230万円		
		10人以上★	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7～9人	450万円		
		10人以上★	600万円		

（※1）

「事業場内最低賃金」とは、雇入れ後3か月を経過した労働者のうちで最も賃金が低い労働者の賃金（時間額）です。

「引き上げる労働者数」とは、事業場内最低賃金の底上げにともない賃金引き上げが必要な労働者のうち、コース区分の各コース額以上引き上げる労働者の人数で、雇入れ3か月未満の労働者も含みます。

（※2）

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、

伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを、労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に事業実
施結果を報告

支払
請求

支給

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局です。
都内の事業場の申請窓口は、〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
東京労働局 雇用環境・均等部企画課助成金係 03-6893-1100(平日9:00-17:00) です。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 申請は企業単位ではなく、事業場（店舗・営業所等）単位です。
- ◆ 過去に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。同一年度内に2回まで申請可能です。
- ◆ パソコン、特殊用途自動車以外の自動車、汎用事務機器購入費、セキュリティ対策費等の**通常の事業活動に伴う経費は助成対象外**です。
- ◇ **コロナ禍の影響で売上等が30%以上減少した事業場で、30円コース以上**なら、パソコン（新規購入に限る）、11人乗以上の乗用車、貨物車も、生産性向上の効果が認められる場合は対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 申請書のダウンロードと記載例は厚労省HP、申請の流れと提出書類等の詳細は東京労働局HPをご覧ください。

～・業務改善助成金の活用事例・～

製造業



卸売・小売業



宿泊・飲食業



生活関連サー
ビス・娯楽業



医療・福祉



～・申請マニュアルなど・～・～・説明動画(YOUTUBE)・～

申請マニュアル



申請書記入例



申請Q & A



概要編



手続き編



お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」 03-6388-6155（平日8:30-17:15）
または

- ◆ 「東京働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-232-865（平日9:00-17:00 千代田区神田富山町25サックス神田ビル2F）



業務改善助成金の活用事例

～コロナ禍における効果的な取組のご案内～

厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への生産性向上のための支援の一環として、業務改善助成金の支給を行っています。

このリーフレットでは、コロナ禍における効果的な取組について紹介します。

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



導入前の状況

事例1：飲食店

コロナ禍でデリバリーやテイクアウトを強化したものの、店内の設備や構造がテイクアウト対応となっていなかったため、受注から提供までの時間が大幅に増加するなど、作業効率が悪い状態であった。



導入の効果

デリバリー用3輪バイクの導入で配達時間が大幅に減少するとともに、一度に複数力所の配達が可能となった。

オンライン受注システムの導入により、電話対応の時間が大幅に削減。オーダーミスもなくなった。

レイアウト変更（作業スペース、資材保管棚等の増設及び配置換え）により、店内の接客対応とデリバリー・テイクアウト対応のそれぞれの準備作業を効率よく行うことが可能となり、受注から提供までの時間を短縮することができた。

事例2：介護事業

新型コロナウイルスの施設内での感染を防ぐため、施設入り口に職員を配置し、来所者一人一人に対して検温を行っていた。

非接触型自動検温器を導入

し、検温に要していた時間を削減するとともに、対人接触による職員の不安を払拭することで介護業務に専念することができた。



事例3：製造業

商談や打ち合わせの際は毎回取引先に足を運んでいたため、移動時間に業務の大半を費やしていた。

WEB会議システムの導入により、営業担当の移動時間削減とともに、製造担当が直接取引先の要望を聞くことが可能となり、サービスの向上につなげることができた。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

(R3.10.1)

業務改善助成金活用事例（人材育成・教育訓練）

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。
機械設備の他、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練に係る費用も助成対象となります。

令和3年10月から人材育成・教育訓練に関する要件が緩和されました。
詳しくはHPをご覧ください！



導入事例



業務改善助成金

検索

事業内容	内容	導入の効果
飲食店	多機能レジスターの導入及びIT研修	手作業で行っていたレジ作業や集計作業の効率化及び従業員のスキルアップにより、作業時間の短縮と充実したサービス提供が可能となった。
	接客等研修の実施、業務マニュアルの作成	指示系統及び業務分担の明確化、標準化とともに接客サービスの向上により、業績向上につながった。
宿泊業	コンサルティング、社員研修の実施	コロナ禍においても安全かつ効率的に受け入れられるよう、専門家のコンサルティングにより、施設の整備とともに、接客等の社員研修を実施し、接客サービス向上を図った。
理美容業	団体が実施する教育研修の受講	団体が実施する研修を受講、美容に関する専門技能を習得するとともに、施術時間の短縮にもつながった。
建設業	経営コンサルタントによる社員教育及び社内研修の実施	経営コンサルタントによる社員教育、社内研修を実施した結果、スキルアップによる作業内容の改善と作業員の意識改善により、労働能率を改善することができた。
学習塾	外部研修の導入及びマニュアル作成	研修を外部に委託することで、これまで研修に要していた時間を大幅に削減、その他の業務に充てる時間を作り出すことができた。また、マニュアル化することでコーチングスキルや指導のコツなどを社内でも共有、指導内容の向上につながった。
保育施設	人材育成教育訓練及び経営コンサルティングの実施	外部講師を招いて保育実践研修を行うことにより、保育スキルの全体的な向上とともに均一化が図られた。 また、保育計画の管理などの負担も軽減され、業務時間の短縮にもつながった。

業務改善助成金の要件緩和・運用改善について (令和3年10月1日～)

コロナ禍において、賃上げや人材育成に取り組む事業者を支援するために、要件緩和などを行い、使い勝手の向上を図る。

□ 助成対象となる「人材育成・教育訓練」費用の要件緩和（令和3年10月1日～）

（見直し前）

- 研修の外部講師の謝金について、1時間当たり10万円まで（3時間まで）、回数は1回までを上限。
- 外部団体が行う研修等の受講費について、上限30万円。

（見直し後）

- 研修の外部講師の謝金について、1回当たり10万円まで、回数は5回までを上限。
- 外部団体が行う研修等の受講費について、上限50万円。

□ 運用改善（手続きの簡素化等）

- コロナ禍においてニーズの高い設備について、助成対象となることの周知

例）宅配用バイク・自転車、自動検温器、Web会議システムなど

- 受給要件である賃金を引き上げてから6月経過後に提出が必要となる賃金台帳を賃金引上げ対象者分に限定（見直し前の対象は全労働者分）
- 事業場内の最低賃金を簡易に算出するための計算ツールを作成・配布

□ 人材育成・育成訓練等について、認知度を高め広範な活用促進が図られるよう、事例集を作成し、周知・広報を実施。

キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助 成 内 容		助 成 額		※ < > は生産性の向上が認められる場合の額	
				中小企業の場合	大企業の場合
正社員化 コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に 転換又は直接雇用した場合（1人当 たり）	① 有期 → 正規	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>	
		② 有期 → 無期	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>	
		③ 無期 → 正規	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>	
		※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合、 ①③：1人当たり28万5,000円<36万円>（大企業も同額）加算 ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 ①：1人当たり9万5,000円<12万円>（大企業も同額）加算 ②③：4万7,500円<6万円>（大企業も同額）加算 ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり9万5,000円<12万円>（大企業の場合、7万1,250円<9万円>）加算			
障害者正社員化 コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用 労働者等に転換した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務 地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含 みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合			
		有期 → 正規	120万円	90万円	
		有期 → 無期	60万円	30万円	
		無期 → 正規	60万円	30万円	
		② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合			
		有期 → 正規	90万円	67.5万円	
		有期 → 無期	45万円	33万円	
		無期 → 正規	45万円	33万円	
		※ 助成額が対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。			
賃金規定等 改定コース	全て又は一部の有期雇用労働者等の基本 給の賃金規定等を増額改定し、昇給させ た場合（対象労働者数に応じて、1事業 所当たり）	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定			
		対象労働者数 1～3人	9万5,000円<12万円>	7万1,250円<9万円>	
		4～6人	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>	
		7～10人	28万5,000円<36万円>	19万円<24万円>	
		11～100人 * 1人当たり	2万8,500円<3万6,000円>	1万9,000円<2万4,000円>	
		② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定			
		対象労働者数 1～3人	4万7,500円<60,000円>	3万3,250円<4万2,000円>	
		4～6人	9万5,000円<12万円>	7万1,250円<9万円>	
		7～10人	14万2,500円<18万円>	9万5,000円<12万円>	
		11～100人 * 1人当たり	1万4,250円<1万8,000円>	9,500円<1万2,000円>	
		※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定を行った場合、 ①：1人当たり1万4,250円<18,000円>加算、②：1人当たり7,600円<9,600円>加算 ※ 中小企業において5%以上増額改定を行った場合 ①：1人当たり2万3,750円<3万円>加算、②：1人当たり1万2,350円<1万5,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり19万円<24万円>（大企業の場合、14万2,500円<18万円>）加算			
		賃金規定等 共通化 コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場 合（1事業所当たり）	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
				※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>（大企業の場合、1.5万円<1.8万円>）加算	
諸手当制度 等共通化 コース	有期雇用労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用したま たは有期雇用労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、 4人以上に実施した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>		
		※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり （「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合を除く） 1.5万円<1.8万円>（大企業の場合、1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>（大企業の場合、12万円<14.4万円>）加算			
選択的適用 拡大導入時 処遇改善 コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の 措置の導入に伴い、その雇用する有期契 約労働者等について、働き方の意向を適 切に把握し、被用者保険の適用と働き方 の見直しに反映させるための取組を実施 し、当該措置により新たに被保険者とし た場合 ※従業員数が100人を超える事業所は一 部の助成が令和3年9月30日までの暫定 措置	（1事業所当たり）	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>	
		※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の通り助成額を加算			
		2%以上3%未満	1万9,000円<2万4,000円>	1万4,000円<1万8,000円>	
		3%以上5%未満	2万9,000円<3万6,000円>	2万2,000円<2万7,000円>	
		5%以上7%未満	4万7,000円<6万円>	3万6,000円<4万5,000円>	
		7%以上10%未満	6万6,000円<8万3,000円>	5万円<6万3,000円>	
		10%以上14%未満	9万4,000円<11万9,000円>	7万1,000円<8万9,000円>	
短時間 労働者 労働時間 延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時 間以上延長し、社会保険を適用した場合 （1人当たり）	5時間以上延長	22万5,000円<28万4,000円>	16万9,000円<21万3,000円>	
		労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合でも助成 ※基本給を一定額以上昇給している必要があります。			
		1時間以上2時間未満	4万5,000円<5万7,000円>	3万4,000円<4万3,000円>	
		2時間以上3時間未満	9万円<11万4,000円>	6万8,000円<8万6,000円>	
		3時間以上4時間未満	13万5,000円<17万円>	10万1,000円<12万8,000円>	
		4時間以上5時間未満	18万円<22万7,000円>	13万5,000円<17万円>	

◆ 生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



人材確保等支援助成金

14 人材確保等支援助成金

【労働局】

14-I 雇用管理制度助成コース◆

雇用管理制度(諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成

【目標達成助成】 57万円<72万円>

14-II 介護福祉機器助成コース◆

介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成

【目標達成助成】 支給対象費用の20%<35%>(上限150万円)

14-III 中小企業団体助成コース

都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成

事業の実施に要した支給対象経費の2/3

大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)上限1,000万円

中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限 800万円

小規模認定組合等(同100未満) 上限 600万円

14-IV 人事評価改善等助成コース◆

生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に助成

【目標達成助成(※)】 <80万円>

(※)評価時離床率算定期間終了後に、申請し、生産性要件を満たす(伸び率が6%以上の場合のみ)とともに、賃金アップと離職率低下を実現した場合に支給

14-V 雇用管理制度助成コース(建設分野)◆

①人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主、②雇用する登録基幹技能者等の賃金テーブル又は手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成

①の場合

第1回:57万円<72万円>

第2回:85.5万円<108万円>

②の場合

1人あたり年額6.65万円<8.4万円>又は3.32万円<4.2万円>(最長3年間)

14-VI 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)◆

①若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体、②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成

①の場合

【建設事業主】

(中小建設事業主) 支給対象経費の3/5<3/4>

(中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象経費の9/20<3/5>

※雇用管理研修等を受講させた場合、1人あたり日額8,550円<10,550円>加算(最長8日間)

【建設事業主団体】

(中小建設事業主団体) 支給対象経費の2/3

(中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象経費の1/2

②の場合

支給対象経費の2/3

14-VII 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)◆

①被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主、②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主、③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成

①の場合

支給対象経費の2/3

②の場合

支給対象経費の3/5<3/4>

③の場合

支給対象経費の1/2

14-VIII 外国人労働者就労環境整備助成コース◆

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則等の多言語化など)を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成

【目標達成助成】 支給対象経費の1/2<2/3> (上限57万円<72万円>)

14-IX テレワークコース◆

テレワークに係る制度を新たに整備し、テレワークを実施可能とする取組を行う事業主に対して助成。

所定のテレワーク実績基準及び離職率目標を満たした事業主に対して助成

【機器等導入助成】

支給対象経費の30% (上限額:1企業当たり100万円、1人当たり20万円)

【目標達成助成】

支給対象経費の20%<35%> (上限額:1企業当たり100万円、1人当たり20万円)

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、
労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる
中小企業事業主を支援します！

助成対象となる取組	① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ② 外部専門家によるコンサルティング ③ テレワーク用通信機器の導入・運用 ④ 労務管理担当者に対する研修 ⑤ 労働者に対する研修				
助成対象となる取組の実施期間	テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで ※機器等導入助成の支給申請は、テレワーク実施計画認定日から起算して7か月以内に実施				
評価期間	<table border="1"> <tr> <td>機器等導入助成</td><td>計画認定日から起算して6か月以内の連続する3か月 ※評価期間の始期は事業主が設定</td></tr> <tr> <td>目標達成助成</td><td>評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間</td></tr> </table>	機器等導入助成	計画認定日から起算して6か月以内の連続する3か月 ※評価期間の始期は事業主が設定	目標達成助成	評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間
機器等導入助成	計画認定日から起算して6か月以内の連続する3か月 ※評価期間の始期は事業主が設定				
目標達成助成	評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間				

支給額等は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成 支給要件 - 新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備すること。 - テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 - 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする 支給額 支給対象経費の30% ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数	② 目標達成助成 支給要件 - 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。 - 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。 - 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。 支給額 支給対象経費の20%（35%） ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数
---	---

※（）内は生産性要件を満たした場合に適用

ご利用の流れ等については裏面をご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

ご利用の流れ



※（）内は生産性要件を満たした場合に適用

助成金の詳細・問合せ先

東京労働局 雇用環境・均等部企画課（テレワークコース担当）
〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1
TEL03-6893-1100（9：00～17：00）

東京労働局 テレワークコース

検索



生産性向上を目指す皆様へ

「ものづくり・商業・サービス補助金」が さらに使いやすくなりました

「ものづくり補助金」だからできること。

補助上限 **1,000万円**または**3,000万円**、補助率 **1 / 2**（原則）

で新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。

※一般型は補助上限1,000万円、グローバル展開型は補助上限3,000万円

また、対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

補助率 **2 / 3**（低感染リスク型ビジネス枠）

誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する
中小企業等※なら、どなたでもご応募いただけます。

要件①：付加価値額 要件②：給与支給総額 要件③：事業場内最低賃金
+ 3 %以上／年 + 1.5 %以上／年 地域別最低賃金 + 30 円

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。
また、革新性や事業性等の審査がございます。年によって異なりますが、例年は 2～3 倍程度の採択倍率です。

かつてない「使いやすさ」へ。



データ連携や海外展開等の
高度な取組や事業計画策定
を支援できるメニューを用意



最適なタイミングでの申請、あらゆる補助金の手続きを
十分な準備・事業期間の
一つのポータルサイトに
集約
確保が可能に
(J-Grants)

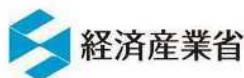


新型コロナウイルス感染拡大
に対応し、ビジネスモデル
の転換に取り組む事業者
向けに低感染リスク型ビジネス
枠(新特別枠)を創設



※詳細については、裏面（次ページ）を参照下さい。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で中小機構に措置
並びに令和3年度当初予算で措置



活用例

事例①(通常枠)

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発。
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入。

事例②(低感染リスク型ビジネス枠)

物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発
(例 AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発(部品開発を含む)、オンラインビジネスへの転換等)

新しいメニューで、様々な取組に対応。

予算	事業類型	概要	補助上限	補助率
R1補正予算・ R2補正予算 (ものづくり・ 商業・サービス 生産性向上 促進事業)	一般型	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に 必要な設備投資及び試作開発を支援。(通常枠)	1,000万円	中小1/2 小規模 2/3
		新型コロナウイルスの感染拡大が継続している中で、社会経済の 変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた前向きな投資を 支援。(低感染リスク型ビジネス枠)	1,000万円	2/3
	グローバル 展開型	海外事業(海外拠点での活動を含む)の 拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、 補助上限額を引上げ。	3,000万円	中小1/2 小規模 2/3
※個者 ※中小機構が 実施	ビジネス モデル 構築型	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のため の面的支援プログラムを補助。 (例：面的デジタル化支援、デザイン経営実践支援、 ロボット導入FS等)	1億円	大企業1/2 上記以外2/3
	企業間連携型	複数の中小企業等が連携して行う 高度なプロジェクトを最大2年間支援。 (連携体は5者まで)	2,000万円 /者	中小1/2 小規模 2/3
R3当初予算 (ものづくり・ 商業・サービス 高度連携 促進事業)	サプライ チェーン 効率化型	幹事企業が主導するサプライチェーン全体を 効率化する取組を支援。 (連携体は10者まで)	1,000万円 /者	中小1/2 小規模 2/3
※連携体 ※経産省が実施				

＜令和元年度補正・令和2年度第3次補正予算ものづくり補助金（一般型（低感染リスク型ビジネス枠含む）、グローバル展開型）の今後のスケジュール＞

ものづくり補助金事務局

5月13日（木）公募開始

6月3日（木）電子申請受付

8月17日（火）応募締切（7次締切）

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください



※6次までの各締切で不採択だった方は、7次締切に再度ご応募いただくことが可能です。7次締切分の採択発表は、9月末を予定しています。一般型とグローバル展開型は同じスケジュールで、7次締切後も申請受付を継続し令和3年度内に複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時採択発表を行います（予定は変更する場合があります）。

重要！：本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID

検索



販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

ECサイトを開設したい
ブランド力を高めたい
商品を宣伝したい

✓ 持続化補助金

<一般型>

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額：上限50万円※共同申請可能

補助率：2/3

補助対象：店舗改装、チラシ作成、広告掲載など

<低感染リスク型ビジネス枠>

小規模事業者等がポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援

補助額：上限100万円

補助率：3/4

補助対象：対人接触機会の減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など

※感染防止対策費は補助金総額の1/4を上限に支援（特別措置裏面参照）

詳細は、裏面をご覧ください

令和元年度補正予算、令和2年度第3次補正予算で中小機構に措置



持続化補助金活用イメージ

成果

採択事業者の**97.5%**が客数増加、**96.0%**が売上増加を実感！

※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

活用例

事例①（一般型）

宿泊・飲食事業等を行う旅館が、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信した結果、**問合せ件数が倍増、海外客の団体旅行予約も2割程度増加。**

事例②（低感染リスク型ビジネス枠）

ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行うとともに、オンライン予約制とするためのシステムを導入。

特別措置

緊急事態措置に伴う特別措置（低感染リスク型ビジネス枠のみ）

2021年1月以降に発令された緊急事態措置の影響を受け、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した場合。

① 補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/4(最大25万円)から、**1/2(最大50万円)へ引き上げます。**

② 審査時における加点措置を講ずることにより**優先採択。**

※詳細は公募要領をご覧ください

今後のスケジュール

<一般型>

応募締切：2021年6月4日(金)(5次締切)
：2021年10月1日(金)(6次締切)
：2022年2月4日(金)(7次締切)
当日消印有効

※第8回受付締切以降(2022年度以降)については、今後改めてご案内します。

一般型事務局HP

商工会地域HP



お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地域HPをご参照ください。

商工会議所地域HP



03-6747-4602

jGrantsによる電子申請／書類郵送で受付

<低感染リスク型ビジネス枠>

応募締切：2021年7月7日(水)(2次締切)
：2021年9月8日(水)(3次締切)
：2021年11月10日(水)(4次締切)
：2022年1月12日(水)(5次締切)
：2022年3月9日(水)(6次締切)

低感染リスク型ビジネス枠事務局HP等

補助金事務局HP



03-6731-9325

jGrants (ID取得)



jGrantsによる電子申請のみの受付

※申請に必要なGビジネスIDプライムアカウントの発行には数週間がかかりますので、申請をお考えの方は、**先にアカウントを発行することをお勧めします。**

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい 働き方改革・コロナ対策を進めたい 全社的なDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めたい

IT導入による生産性向上を後押しします。
まずはIT導入補助金をチェック。

✓ IT導入補助金

（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など
生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等の中小企業等が対象。

事業類型	通常枠		NEW 低感染リスク型ビジネス枠	
	A類型	B類型	C類型 (低感染リスク型ビジネス類型)	D類型 (テレワーク対応類型)
補助 下限額・ 上限額	30万～ 150万円 未満	150万～ 450万円	30万～ 450万円	30万～ 150万円
補助率	1/2		2/3	
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、 専門家経費等		左記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象	

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金＋30円以上」を満たすこと等を加点要件（一部事業者等については申請要件）とします。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で
中小機構に措置



低感染 リスク型 ビジネス枠

低感染リスク型ビジネス類型・テレワーク対応類型の創設

- ✓ 補助率は2 / 3です。
- ✓ 「低感染リスク型ビジネス類型」は、複数のプロセス（販売管理と労務など）を非対面化・連携し、一層の生産性向上を図るITツールの導入を支援します。
- ✓ 「テレワーク対応類型」は、生産性向上のために、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入を支援します。

補助金 活用事例

事例①（通常枠）

担当者の交代や後継者問題など、“人”の課題が顕在化。
『長年の勘』からの脱却をはかるため、販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の見える化を行い、売上が増加。

事例②（低感染リスク型ビジネス類型）

顧客対応や決済業務の対面実施による感染リスクが存在。
「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」を同時導入することで、顧客と従業員間の業務の非対面化と効率化を実現。

事例③（テレワーク対応類型）

テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入することで非対面化と効率化を実現。

<IT導入補助金2021の今後のスケジュール>

公募開始：令和3年4月7日（水）

応募締切：令和3年7月30日（金）17:00まで

応募方法等の
詳細はこちらから
ご確認ください

サービス等生産性向上
IT導入支援事業事務局
ポータルサイト



※令和3年7月30日（金）の締切後も9月に締切を設ける予定です。9月以降の締切については、申請状況を踏まえて設定予定です。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）